

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）第4条の規定に基づき公告します。

2026年(令和8年) 4月13日

藤沢市長

鈴木 恒夫

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 第150800006号
- (2) 工事名称 藤沢652号線道路改良工事（その4）
- (3) 工事場所 藤沢市藤沢四丁目地内
- (4) 工事概要

道路改良 施工延長 L=239.0m

(藤沢652号線)

構造物撤去工	一式	道路土工	一式
擁壁工	一式	舗装工	一式
排水構造物工	一式	縁石工	一式
防護柵工	一式	標識工	一式
道路附属施設工	一式	区画線工	一式
附帯工	一式	仮設工	一式

(交差点部)

構造物撤去工	一式	舗装工	一式
排水構造物工	一式	道路附属施設工	一式
区画線工	一式	仮設工	一式

管渠築造 布設延長  $\Sigma L=57.4m$   $\Sigma L'=59.5m$

構造物撤去工	一式	管きよ工 (VU $\phi$ 400mm)	一式
管きよ工 (VU $\phi$ 250mm)	一式	マンホール工	一式

附帯工

一式 仮設工

一式

(5) 発注工種 土木一式

(6) しゅん工期限

2028年（令和10年）3月27日（月）

(7) 設計金額 事前公表はありません。

(8) 本案件は2か年の継続案件です。

各会計年度の出来高割合は概ね次のとおりを予定しております。

令和8年度 47%

令和9年度 53%

## 2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とします。

(1) 共同企業体の構成員数は、2者とします。

(2) 構成員の組み合わせは、次の3の(1)に定める資格要件をすべて満たす者を代表構成員とし、3の(2)に定める資格要件をすべて満たす者を第2構成員とする自主結成方式とします。

(3) 共同企業体の出資比率は、構成員間の協議により決定するものとしますが、代表構成員は50%を超えること、第2構成員は30%以上を条件とします。

(4) 構成員は、複数の共同企業体の構成員になることはできないものとします。

(5) 代表者を同じくする企業が複数ある場合、共同企業体を結成し、入札に参加することの出来る者はそのうちの1者のみです。

(6) 協同組合等がこの入札に参加しようとする場合において、当該協同組合等を構成する組合員は、この入札に参加することができないものとします。

(7) 本入札の共同企業体を結成しようとする者の間の関係については、次のア又はイに該当しないものとします。

ア 一方の代表者が、他方の代表者を現に兼ねている関係

イ 一方の代表者が、他方の管財人を現に兼ねている関係

## 3 共同企業体構成員資格要件

(1) 代表構成員については、次のアからコまでのいずれにも該当する者であるこ

と。

- ア この公告の日の前日において、かながわ電子入札共同システム（以下「システム」という。）令和7・8年度競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）の認定営業種目について、「土木一式工事」で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。
- イ この公告の日において、藤沢市税に滞納がないこと。
- ウ この公告の日の前日において、藤沢市内に本店を有すること。
- エ 土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- オ かながわ電子入札共同システム令和7・8年度競争入札参加資格認定時の発注種目経審総合評点が800点以上であること。
- カ 本工事において、発注工種に係る資格を有する監理技術者を専任で配置できること（本案件については、2026年（令和8年）6月1日（月）において他の工事に従事していないこと。応募時点で他の工事に従事している場合は、後日、当該工事が完了したことが確認できる書類の提出を求める場合があります。）。
- キ 平成23年度以降、土木一式工事で1件あたり100,000,000円以上の元請施工実績（官公庁の発注に係る工事に限ります。共同企業体施工の場合は、出資比率の持分が30%以上、かつ100,000,000円以上とします。）を有すること。
- ク この公告の日において、本市の指名停止を受けていないこと。  
ただし、この公告の日から落札者の決定日までの間に本市の指名停止を受けた場合は、参加資格を取り消します。
- ケ この公告の日において、更生手続開始の申立て及び再生手続開始の申立てがないこと、又は更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けて藤沢市長から再度認定されていること。  
ただし、この公告の日以後から落札者の決定日までの間に当該申立てがあった者については、参加資格を取り消します。
- コ この公告の日において、個人にあつては、藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団員等ではないこと。法人にあつては、暴力団経営支配法人等ではないこと。

ただし、公告の日以後から落札者の決定日までの間に当該事実が判明した場合については、参加資格を取り消します。

(2) 第2構成員については、次のアからクまでのいずれにも該当する者であること。

ア この公告の日の前日において、かながわ電子入札共同システム（以下「システム」という。）令和7・8年度競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）の認定営業種目について、「土木一式工事」で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。

イ この公告の日において、藤沢市税に滞納がないこと。

ウ この公告の日の前日において、藤沢市内に本店を有すること。

エ 本工事において、発注工種に係る資格を有する主任技術者を専任で配置できること（本案件については、2026年（令和8年）6月1日（月）において他の工事に従事していないこと。応募時点で他の工事に従事している場合は、後日、当該工事が完了したことが確認できる書類の提出を求める場合があります。）。

オ かながわ電子入札共同システム令和7・8年度競争入札参加資格認定時の発注種目経審総合評点が代表構成員の点数未満であること。

カ この公告の日において、本市の指名停止を受けていないこと。

ただし、この公告の日以後から落札者の決定日までの間に本市の指名停止を受けた場合は、参加資格を取り消します。

キ この公告の日において、更生手続開始の申立て及び再生手続開始の申立てがないこと、又は更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けて藤沢市長から再度認定されていること。

ただし、この公告の日以後から落札者の決定日までの間に当該申立てがあった者については、参加資格を取り消します。

ク この公告の日において、個人にあつては、藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団員等ではないこと。法人にあつては、暴力団経営支配法人等ではないこと。

ただし、公告の日以後から落札者の決定日までの間に当該事実が判明した場合については、参加資格を取り消します。

### (3) 共同企業体の結成手続

ア 共同企業体構成員の資格要件を満たした各構成員は、自主的に共同企業体を結成し、入札参加資格者の登録申請を行ってください。

イ 共同企業体の入札参加資格者の登録申請に必要な書類

- ① 工事請負競争入札参加資格者登録申請書兼条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）
- ② 共同企業体代表構成員施工実績調書
- ③ 共同企業体構成員別配置予定技術者調書
- ④ 委任状（各1部）
- ⑤ 使用印鑑届
- ⑥ 宣誓書
- ⑦ 協定書

なお、申請に必要な書類の様式については、システムの「入札情報サービスシステム」中、藤沢市入札公告案件一覧の当該工事に係る添付書類を参照してください。

ウ 提出期間及び場所等

2026年（令和8年）4月13日（月）から同年4月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに財務部契約課に持参してください（郵送は不可）。

## 4 入札参加表明の手続方法等

### (1) 手続方法

入札参加表明として、代表構成員がシステムにより、競争参加資格確認申請書を提出してください。（システムのJV参加チェックボックスにチェックし、共同企業体の工事名を含む正式名称（「藤沢652号線道路改良工事（その4）○○○○・○○○共同企業体」等）を入力してください。システムによるファイル添付の必要はありません。）

### (2) 手続期間

2026年（令和8年）4月13日（月）午前8時30分から同年4月28日（火）午後5時までです。

## 5 入札参加資格確認の通知

2026年（令和8年）5月13日（水）午後1時までに、申請者のうち入札参加資格を有する者に競争参加資格確認通知書をシステムにより発行します。

なお、入札参加資格のない者には、その旨の通知書をシステムにより発行します。

## 6 設計図書に関する事項

入札参加資格の確認申請をしようとする者又は同申請をした者は、本工事に係る設計図書をダウンロード又は閲覧の方法により、工事の内容を確認してください。

### (1) ダウンロードする場合

2026年（令和8年）4月13日（月）から同年5月15日（金）までに、システムの「入札情報サービスシステム」中、藤沢市入札公告案件一覧の当該工事に係る添付書類からダウンロードしてください。

なお、図面データはA1サイズで出力してください。

### (2) 閲覧する場合

2026年（令和8年）4月13日（月）から同年5月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（最終日は正午まで）に、契約課で閲覧してください（コピー不可）。

## 7 設計図書等に関する質問

### (1) 質問回答

2026年（令和8年）4月28日（火）午後5時までに、システムの質問回答機能を使用し、藤沢市指定の様式（契約課ホームページに掲示の「質問書」）に記載した質問書をシステムにより提出してください。

同年5月1日（金）午後1時までに、質問回答機能にて回答します。

### (2) 再質問

前項の質問に関連する内容のみ、再質問を受付します。任意の書式により、2026年（令和8年）5月7日（木）午後1時までに、契約課に連絡のうえFAXにて提出してください。同年5月13日（水）午後1時までに、回答書を競争参加資格確認通知書に添付して発行します。

FAX番号 0466（50）8406（藤沢市財務部契約課宛）

## 8 入札方法等

(1) この入札は、システムを利用して行う「電子入札」の方法により執行しますので、入札書を受付期間内に、システムにより提出してください。また、執行

にあたっては、電子入札運用基準に基づき行います。

- (2) 入札書の受付期間は、2026年（令和8年）5月13日（水）午後1時から同年5月15日（金）正午までです。辞退をする場合は、辞退届をシステムにより提出してください。（理由も入力してください。）
- (3) 入札額内訳書をシステムにより入札書に添付して提出してください。入札書に入札額内訳書が添付されていない入札、入札金額と入札額内訳書の金額に相違がある入札、入札額内訳書の計算に誤りがある入札、入札額内訳書に記名のない入札については無効とします。  
なお、入札額内訳書には、材料費、労務費等を記載してください。記載がない場合には、入札を無効とする場合があります。
- (4) 入札の執行回数は、原則1回としますが、開札の結果、予定価格以下で、かつ失格基準価格以上の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合はシステムにより再入札通知書を発行します。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。再度入札の入札書締切日時等は再入札通知書に記載します。
- (5) 落札金額の決定にあたっては、入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加算した金額を落札金額としますので、入札金額は、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない金額とします。
- (6) 指定された入札方法以外の方法で提出されたものは、無効とします。また、入札書の受付締切日時までに入札書が未到達（不着）の場合は、辞退と同様の取扱いとします。
- (7) 入札参加者が入札書の提出後に入札の辞退をしようとする場合は、開札予定日時までに、書面による辞退届を藤沢市財務部契約課へ提出してください。

## 9 開札の予定日時及び場所

2026年（令和8年）5月15日（金）午後2時20分に藤沢市役所契約課において開札します。

開札時間については変更となる場合があります。

## 10 落札保留

(1) 疑義申立及び入札額について

開札後、直ちに落札決定をせず、疑義申立期間中は落札を保留し、保留通知書に落札保留した旨と予定価格以下、失格基準価格以上のうち、一番低い額（税抜）を明示しますので確認してください。

(2) 疑義申立について

「藤沢市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱」に基づき、落札保留通知後、2026年（令和8年）5月19日（火）午後3時までを「疑義申立期間」とします。

入札書を提出した者にのみ疑義申立期間に契約課において、金入り設計書を公表します。確認を希望する者は、自社で積算したことのわかる「入札額内訳書」又は、「見積明細書」及び社員証等を提示し、「金額入り設計書確認請求書」を提出のうえ、設計書の確認を行うことができます。確認後、設計内容に疑義を申し立てるときは、契約課ホームページに掲示している「内容確認申出書」を疑義申立期間中に、契約課に提出してください。

(3) 疑義申立期間終了後の落札者の決定について

疑義申立が無い場合は、疑義申立期間終了後に落札決定をいたしますので、落札者はシステムで落札者決定通知を確認後、速やかに契約課で契約手続きをしてください。

疑義申立があった場合は、別に定める「藤沢市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱」のとおりとします。

(参考URL)

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keiyaku/shigoto/nyusatsu/gaiyo/keyaku.html>

## 11 落札者の決定等

(1) 落札者決定（(2)の場合を除く。）

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。

(2) 調査基準価格

この入札においては、調査基準価格を設けますので、最低価格が調査基準価格に達しない場合は、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定した上、各入札参加者に通知します。

なお、最低価格者であっても調査基準価格に達しない場合は、落札者とならない場合があります。

### (3) 失格基準価格

この入札においては、失格基準価格を設けますので、入札金額が失格基準価格に満たない場合は失格となります。

## 12 入札の無効

この公告に示した入札参加資格に掲げる条件を満たさない者の行った入札、申請書及び調書等に虚偽の記載をした者の行った入札、システムの利用規約及び藤沢市契約規則に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

## 13 入札保証金及び契約の履行保証等

(1) 入札保証金の必要な者には、別途通知します。

(2) 契約の履行保証として、契約金額の10分の1以上の金銭的保証を付するものとします。

(3) この入札に付する工事目的物に係る契約不適合責任期間は、契約書記載のとおりとします。

## 14 契約手続について

契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要となります。落札決定後、落札者は速やかに契約課で手続をおこなってください。原則として電子契約サービスを利用した契約締結とします。

ただし、必要時期までに契約締結手続きが完了しない場合、電子契約ができない場合があります。

なお、電子契約によらない契約書の作成に要する費用は、落札者の負担となります。

## 15 前払金及び部分払金

前払金の額は、契約金額における各会計年度年割額の10分の4以内とし、部分払の回数は、1会計年度において3回を限度とします。また、中間前払金につ

いては、前払金の支払いを受けた後に地方自治法施行規則附則第3条第3項の要件に該当する場合に請求することができ、中間前払金の額は、契約金額における各会計年度年割額の10分の2以内とし、前払金及び中間前払金の合計金額は、契約金額における各会計年度年割額の10分の6以内とします。

#### 16 談合情報等

この入札において、談合その他不正行為に関する情報があった場合には、入札の執行を中止し、又は事前抽選くじ入札（入札執行前に抽選をすることにより入札参加者を減じ、その後に行う入札）とすることがあります。

なお、抽選方法等につきましては、その都度決定します。

#### 17 監理技術者等の専任要件の緩和

工事現場への監理技術者等の専任義務の緩和として、専任特例による兼務を認めます。

#### 18 その他

(1) この入札に係る契約は、議会の議決を必要とします。なお、契約の手続きについては藤沢市契約規則第27条の規定に基づき仮契約書により行います。

(2) 入札の中止等について

談合その他不正行為に関する情報やその他特別な事情により、この入札を中止又は延期することがありますが、この場合に申請者が受けた損失につきましては、本市は一切の補償を行いません。

(3) かながわ電子入札共同システムのシステム改修等により、申請や入札等が出来なくなる場合もありますのでご注意ください。日程等に変更が生じた場合は、同システムインフォメーションにおいて通知します。

(4) この公告に定めるもののほか入札方法等については、システムの利用規約、電子入札運用基準、藤沢市契約規則及び関係要綱・要領に定めるところによります。

(5) この公告についての問い合わせ先

藤沢市財務部契約課 工事契約担当

電話番号 0466(22)1125

FAX番号 0466(50)8406

以上